



災害時における応急対策業務に関する 細目協定

東京都水道局（以下「甲」という。）と社団法人東京建設業協会（以下「乙」という。）とは、昭和50年4月1日付をもつて東京都知事と乙との間に締結した「災害時における応急対策業務に関する協定」第7条の規定に基づき甲の所管業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（業務の内容）

第1条 甲が乙に要請する業務は、配水管等の水道施設の応急復旧及び障害物の除去（以下「業務」という。）とする。

（建設資機材等の報告）

第2条 乙は、あらかじめ会員が保有する災害時に可動可能な建設資材及び労力（以下「建設資機材等」という。）を把握し、甲に報告するものとする。

2 前項の建設資機材等に著しい変化があつたとき、又は甲の請求があつた場合は、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

（出動の要請）

第3条 甲は乙に対し、日時及び場所を指定して、文書又は電話等の方法により建設機材等の出動を要請するものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は、前条に基づく甲の出動要請があつたときは、会員をして建設資機材等を業務実施場所へ出動させ、業務を実施させるものとする。

2 会員は、出動要請があつたときは、当該場所へ出動し、業務を実施するものとする。

3 会員は、出動後直ちに、現場責任者、出動時間及び建設資機材等を甲に報告しなければならない。

(業務の指示)

第5条 業務の指示は甲が行うものとし、会員はその指示に従うものとする。

(支給材料)

第6条 本業務に必要とする水道管及び弁、栓等の材料は、甲が支給するものとする。

(業務の完了)

第7条 会員は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

(実費用の請求及び支払い)

第8条 会員は、前条により甲に報告後、当該業務に要した実費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があつたときは、内容を精査確認し、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(損害の負担)

第9条 業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定める。

(従事者の災害補償)

第10条 甲は、会員の業務従事者が、本業務においてその者の責に帰さない理由により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡

した場合は、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和38年条例第38号）に定めるところに準じ、その損害を補償する。

（協議）

第11条 この協定の各条項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

昭和54年 8月31日

甲 東京都水道局長

船木 喜久郎

乙 社団法人 東京建設業協会

会長 飛鳥

